

高知県漁業生産基盤維持向上事業審査会運営要領

第1 趣旨

高知県漁業生産基盤維持向上事業に関わる審査会の構成及び業務を定め、本事業の公正かつ円滑な実施を図る。

第2 審査会の構成及び開催

1 審査会の構成

(1) 審査会の委員は次に掲げる者とし、審査会長は水産業振興課長とする。

水産政策課：課長

漁業管理課：課長

水産業振興課：課長、企画監（水産物外商担当）、課長補佐

漁港漁場課：課長

(2) 会議は審査会長を除く委員のうち3分の2以上の委員及び審査会長が出席しなければ開くことができない。ただし、特段の事情により審査会を開催することができない場合は、決裁をもってこれに代えることができる。

(3) 審査会長及び委員が会議に出席できないときは、審査会長及び当該委員があらかじめ指定した者が、その職務を代理する。

(4) 審査会は必要があると認めるときは、第4の1に定める職員のほか、関係する職員に出席を求めて意見を聞くことができる。

2 審査会の開催

審査会は審査会長が招集し、開催に係る事務は事務局である水産業振興課チーフ（構造改善担当）（以下「担当チーフ」という。）が行う。

第3 審査会の運営

1 審査会

審査会は、高知県漁業生産基盤維持向上事業費補助金交付要綱第2条第3項の規定に基づき補助事業者から提出された事業実施計画協議書（以下「協議書」という。）により、その採択の可否並びに本事業による施設設置後の指導機関設置の有無及びその内容について審議する。

第4 事務局の役割

1 担当漁業指導所及び水産振興部内のチーフ等の指定

事務局は提出された協議書の内容を考慮し、当該事業を担当する漁業指導所（以下「担当漁指」という。）及び担当漁指を支援する水産振興部の支援チーフ（以下「支援チーフ」という。）を定める。

担当漁指を指定することがなじまない事業については、事務局は当該事業の内容を考慮し、支援チーフを定める。

2 事業内容の把握

担当漁指は、市町村及び事業主体と協議して事業内容の把握に努めるとともに、支援チーフとも連携し、事業採択に必要な要件を整えるものとする。

また、担当チーフは、市町村又は事業主体と連携して事業内容の把握に努め、事業採択に必

要な要件を整えるものとする。

3 審査会での説明

審査会においては、担当漁指、支援チーフ又は担当チーフが、事業の内容及び事業審査に係る説明を行う。

4 事業の進行管理

担当漁指は、市町村及び支援チーフと連携し、事業の進行管理に努めるものとする。

また、担当チーフは、市町村又は事業主体と連携し、事業の進行管理に努めるものとする。

第5 審査

1 事業評価表（交付要綱別記第1号様式別紙4）の作成

評価点は評価項目欄のA～Dの該当するものを選択し、記入する。

また、A～Dの評価に係る評価点は、以下のとおりとする。

A：10点　　B：5点

C：0点　　D：-5点

2 水産振興部のチーフ等の役割

(1) 担当チーフ、支援チーフ又は担当漁指

ア 事業評価表に評価点を記載する。

イ 評価不要項目：評価項目①、③のキ及び評価項目④のイ（事業主体が市町村の場合）

ウ 審査会開催日までに担当チーフ及び支援チーフは直接、担当漁指は支援チーフを通じて事務局に提出するものとする。

(2) 水産政策課チーフ（団体・金融担当）

ア 評価項目：評価項目①

イ 事務局から水産政策課のチーフ（団体・金融担当）に意見書による評価を依頼する。

ウ 評価を要しない場合

（ア） 事業主体が水産政策課のチーフ（団体・金融担当）の所管していない団体である場合

（イ） 固定資産を取得しないソフト事業である場合

(3) 漁業管理課チーフ（調整担当）

ア 評価項目：評価項目③のキ

イ 事務局から漁業管理課のチーフ（調整担当）に事業評価表への評価を依頼する。

ウ 評価を要しない場合

（ア） 荷捌き施設等陸上施設を設置する場合で、明らかに他の漁業に影響を及ぼさないと認められる場合

※(2)の「評価を要しない場合」に該当する場合は、（ア）又は（イ）のいずれかの理由を明記すること。

3 審査会で審議の対象外とする事業

(1) 評価項目のうち評価項目①を除く全体の平均評価点が5点未満の事業

(2) 評価項目のうち評価項目①を除く全体の平均評価点が5点以上7.5点未満の事業で、担当チーフ又は担当漁指及び漁業管理課のチーフ（調整担当）から、該当評価項目でD評価を受けた項目がある事業

4 審査会で採択としない事業

- (1) 担当チーフ又は担当漁指及び漁業管理課のチーフ（調整担当）から、該当評価項目でD評価を受けた項目がある事業で、評価項目全体の平均評価点が7.5点以上の評価となっても、これを過半数の委員が支持しない事業
- (2) 評価項目③のウについて担当チーフ又は担当漁指からD評価を受けて、これを過半数の委員が支持した事業

5 事業審査

- (1) 担当漁指、支援チーフ又は担当チーフは、審査会において事業の要点を簡潔に説明し、必要に応じて評価項目以外の説明を加え、委員からの質問に答えるものとする。
- (2) 審査会は、担当漁指、支援チーフ又は担当チーフが説明する事業内容について、必要に応じて評価項目以外の補足説明を求めて別記事業実施基準に基づいて審議し、採択の可否を決定する。
- (3) 3又は4に該当する事業については、担当漁指、支援チーフ又は担当チーフは、審査会開催前に市町村等に再検討を求める。
- (4) 採択可能な事業が予算枠を超える場合は、審査会が協議の上、採択する事業の取捨選択を決定する。